

## 除雪業務における委託契約要領

この要領は、除雪業務の委託契約に係る事務・審査手続きを定めるものである。

本要領に規定する事項以外の事務は、従来どおり会計関係規定に基づいて行うものとする。なお、施工体制確認型契約方式により除雪業務を発注する場合、本要領第1、第2、第16、第17以外については「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」及び「除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式試行要領」によるものとする。

### (対象業務)

第1 この要領において対象となる業務は、建設部現地機関の長（以下「発注機関の長」という。）が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（以下「対象業務」という。）とする。

### (対象業務の実施)

第2 対象業務を実施するための機械は、除雪機械及び凍結防止剤散布機械とし、発注機関の長が工区ごとに貸し付ける機械（以下「貸付機械」という。）と契約者が配備する機械（以下「持込機械」という。）により業務を行うものとする。

2 対象業務を実施するために必要な持込機械及び貸付機械は、発注工区ごとに除雪業務設計書に明示されたものとするが、持込機械については、発注時に計上されている除雪機械と実際に使用する機械の機種又は規格が異なる場合は、発注者と受託者の協議により変更契約の対象とする。

### (公告)

第3 発注機関の長は、対象業務を委託しようとするときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 長野県公式ホームページへの掲載
- (2) 発注機関の事務所での閲覧

2 発注機関の長は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- (1) 委託する業務名・業務概要に関する事項
- (2) 受託できる者に必要な要件に関する事項
- (3) 契約書(案)、入札心得及び設計図書等（除雪業務設計書、除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領）に関する事項
- (4) 質問の受付・回答に関する事項
- (5) 受託資格要件の審査に関する事項
- (6) 契約方法に関する事項
- (7) その他本業務委託契約の手続きに関し必要な事項

3 第1項の公告は、公告例（様式1及び様式2）により行うものとする。

4 公告の期間は、原則として10日（長野県の休日定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とし、質問回答期間について適切な日数を設定する。

### (業務委託参加資格要件)

第4 除雪業務委託を受託する者に必要な資格（以下「受託資格要件」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象業務に共通する受託資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定を準用しこれに該当しない者であること。

イ 入札公告日から入札日までの間において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止

措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 県税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。

エ 除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。

オ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

カ 前年度において長野県が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（施工体制確認型契約方式含む）を受託した者にあつては、前年度の契約内において発注者から改善指示書による指示を受けていない者であること。

## (2) 業務ごとに定める受託資格要件

ア 法人にあつては、発注機関の長が定めた当該ブロック内に本店又は営業所を有する者、若しくは当該ブロック内において過去 2 年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の各工区を受託できるものとする。（車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区を受託できる。）

イ 個人にあつては、当該ブロック内に公告日までに 1 年以上居住している者、若しくは当該ブロック内において過去 2 年以上道路法上の道路の除雪業務の実績を有する者は、当該ブロック内の各工区を受託できるものとする。（車道除雪の業務実績を有する者は車道除雪及び歩道除雪の工区に、また、凍結防止剤散布の業務実績を有する者は凍結防止剤散布の工区を受託できる。）

ウ 同一オペレーターの複数工区への重複申請および複数社への登録はできない。

エ その他、発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

（契約書(案)、入札心得及び設計図書等）

第 5 発注機関の長は、契約書(案)、入札心得及び設計図書等を長野県公式ホームページに掲載することにより周知するとともに発注機関の事務所においても閲覧に供するものとする。

2 第 1 項の掲載及び閲覧は、公告の期間とする。

（設計図書等に対する質問・回答）

第 6 設計図書等に対する質問は、質問書（様式 3）により受け付けるものとし、入札公告の日から 7 日間（休日を含まない）程度の受付期間を設けるものとする。

2 発注機関の長は前項により質問を受けた場合、回答をできるだけ早急に長野県公式ホームページへ公告終了まで掲載するものとし、質問者への直接の回答は行わないものとする。

（現場説明及び質問）

第 7 現場説明会は、行わないものとする。

（受託資格要件審査書類の提出）

第 8 本業務を受託しようとする者は、公告に示された提出期限までに受託資格要件審査書類（以下「審査書類」という。）を持参又は郵送および指定の様式にあつては電子データにより提出しなければならない。

なお、郵送の場合は次の方法により提出しなければならない。

(1) 審査書類を封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に業務名を記載し、発注機関の総務課あてに郵送しなければならない。

- (2) 提出期限の日までの消印があるものは提出期限までに到達したものとみなす。
  - (3) 提出期限を過ぎて到達した審査書類は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- 2 受託しようとする者が、公告に示された提出期限までに審査書類を提出しないとき又は受託資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じないときは、受託できないものとする。

(受託資格要件の審査)

- 第9 受託希望者から提出された審査書類に基づき審査し、審査結果を受託資格要件審査結果調書(様式5)に取りまとめ保存するものとする。
- 2 審査の結果、受託希望者が要件を満たしていない場合は受託資格要件不適合通知書(様式6)により通知するものとする。

(受託希望工区の申請)

- 第10 入札心得の「別紙2」に受託希望工区を記入のうえ、入札公告に示された提出期限までに提出場所へ持参又は郵送により申請するものとする。なお、郵送の場合は次の方法により提出しなければならない。
- (1) 入札心得の「別紙2」を封筒に入れ封かんの上、封筒の表面に業務名を記載し、発注機関の総務課あてに郵送しなければならない。
  - (2) 提出期限の日までの消印があるものは提出期限までに到達したものとみなす。

(受託者の決定方法)

- 第11 受託資格要件の審査の結果、各工区の条件を満たす受託希望者による一般競争入札を行い、受託者を決定する。

(入札回数等の制限)

- 第12 入札は、「ブロック」ごと、「工区」ごとに行うものとし、入札執行回数は2回までとし予定価格(総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く金額)の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価における最低価格入札者(再度の入札において失格基準価格を下回る者は除く。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積り回数は3回を限度とする。なお、失格基準価格を下回った者も一般競争入札における再度の入札及び2回目以降の見積りができる。

(入札書の無効)

- 第13 次の各号のいずれかに該当する入札書(見積書)は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
  - (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
  - (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
  - (4) 違算がある入札書
  - (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
  - (6) 記名、押印のない入札書
  - (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (8) 入札公告に示す提出期限内に審査書類を提出しない者の入札書
  - (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書
  - (10) 一抜け方式において、他の委託業務の落札者が入札した入札書
  - (11) 入札単価欄に特別の定めがある場合を除き、100円未満の単位の金額が記載された入札書
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(失格基準価格)

- 第 14 除雪業務委託においては、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（以下「低入札調査試行要領」という。）の第 3 第 2 号に規定する「失格基準価格」を準用するものとし、失格基準価格を下回る入札価格（総価）は失格とする。
- 2 予定価格（総価、消費税及び地方消費税を除く）に 93/100 を乗じて得た額（千円の位を四捨五入、万円止め）を失格基準価格とする。

(落札者決定方法)

- 第 15 予定価格（総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者（総価について失格基準価格を下回って入札（見積り）した者を除く。）を落札者とする。

(除雪機械の変更)

- 第 16 実際に使用する除雪機械の機種又は規格が発注時に計上されている機械と異なる場合、発注機関の長が除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できると認めたときは、当初契約機械及び当初契約単価について変更契約を締結するものとする。なお、変更契約単価は、当初契約単価に発注時計上機械の設計単価と実際に使用する機械の設計単価の比率を乗じ、100 円未満を切り捨てた額とする。（別紙 3 参照）

(契約内容の変更)

- 第 17 燃料油価格等に変動が生じ、契約単価が著しく不相当となったときは、契約単価を変更することができるものとする。

(その他の事務手続き)

- 第 18 前項までに規定するものの他の事務手続きについては長野県建設工事事務処理規程を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 9 月 8 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 9 月 17 日から適用する。

この要領は、平成 23 年 9 月 9 日から適用する。

この要領は、平成 24 年 1 月 1 日以降に公告する除雪業務委託（施工体制確認型契約方式含む）から適用する。

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日以降に公告する除雪業務委託（施工体制確認型契約方式含む）から適用する。

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日以降に公告する除雪業務委託（施工体制確認型契約方式含む）から適用する。

この要領は、平成 26 年 1 月 1 日以降に公告する除雪業務委託（施工体制確認型契約方式含む）から適用する。

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日以降に公告する除雪業務委託（施工体制確認型契約方式含む）から適用する。

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日以降に公告する除雪業務委託（施工体制確認型契約方式含む）から適用する。